

# 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインについて【概要版】

## ポイント

東京都としての部活動に関する考え方を明確【①】にするとともに、国のガイドラインに基づき、部活動改革の方向性等【②】を示す。

※国のガイドラインの位置付け：都道府県、学校の設置者、校長は、それぞれ、国のガイドラインに則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定する。

※都のガイドラインの位置付け：区市町村は、都のガイドラインを参考に各地区の実情を踏まえながら、方針等を作成し改革を進める。都立学校長は、本ガイドラインに則り、学校（学校部活動に関する方針）の部活動方針を作成し、部活動を運営する。

ポイント	構成	主な内容	東京都独自の内容
① 部活動に関する考え方の明確化	I 学校部活動の在り方 ※ I のみ高等学校も対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方</li> <li>2 部活動の在り方に関する方針</li> <li>3 体罰、不適切な行為の防止</li> <li>4 部活動における重大事故防止に向けた安全対策</li> <li>5 部活動中における健康面の留意事項</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 概念の継承・発展(P4)</li> <li>✓ 指導者の役割(P10)</li> <li>✓ 適切な指導に向けた留意点(P15-)</li> <li>✓ 体罰（児童生徒性暴力等含む）等・事故防止・健康面の対策(P21-,P35)</li> </ul>
② 部活動改革の方向性	II 部活動改革の基本的な考え方・方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改革の理念</li> <li>2 取組の種類・名称</li> <li>3 改革の方向性</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 理念に働き方改革を追加(P60)</li> <li>✓ 目的・方針の明確化(P61)</li> <li>✓ 地域連携に配慮した留意点(P62)</li> </ul>
	III 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域クラブ活動の在り方</li> <li>2 地域クラブ活動に関する認定制度</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 具体的な内容を組み込んだ認定要件・手続き等(P65-)</li> </ul>
	IV 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進体制の整備</li> <li>2 各種課題への対応</li> <li>3 生徒のニーズ反映及び地域クラブ活動への参加促進等</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 段階的な体制整備（直ちに地域展開に向けた推進体制が困難な場合の配慮）(P68)</li> </ul>
	V 大会・コンクールの在り方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生徒の大会等の参加機会の確保</li> <li>2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備</li> <li>3 生徒の大会等の安全確保</li> <li>4 大会等の在り方</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大会等へ従事する際の考え方(P81)</li> <li>✓ 特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術活動への参加促進(P83)</li> </ul>
	VI 関連する制度の在り方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教員の兼職・兼業</li> <li>2 教員の人事における学校部活動の指導力の評価等</li> <li>3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い</li> <li>4 次期学習指導要領の取扱い（実行会議のとりまとめ）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域クラブ活動への兼業・兼職の在り方に関する考え方(P86)</li> </ul>